

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局) 第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 「一〽三 略」 四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） (1) 〽(5) 略 (6) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて、二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの (7) 略 「五〽十 略」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一 略」 二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 (1) 〽(12) 略 (13) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (14) 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (15) 〽(21) 略 「三〽十二 略」</p>	<p>(免許を要しない無線局) 第六条 「同上」 「一〽三 同上」 四 「同上」 (1) 〽(5) 同上 (6) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの (7) 同上 「五〽十 同上」</p> <p>(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一 同上」 二 「同上」 (1) 〽(12) 同上 「新設」 「新設」 (13) 〽(19) 同上 「三〽十二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

目次

【第一章～第三章 略】

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

【第一章～第三章 同上】

【第一節～第四節の四の五 略】

【第一節～第四節の四の五 同上】

第四節の四の六

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一)

第四節の四の六

直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一)

第四節の四の七

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十二)

【第四節の五～第九節 略】

【第四節の五～第九節 同上】

【第五章 略】

【第五章 同上】

附則

附則

(定義)

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

第三条 【同上】

【一～四の六 略】

【一～四の六 同上】

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

【新設】

【五～十四 略】

【五～十四 同上】

(空中線電力の許容偏差)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十四条 【同上】

送 信 設 備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
六 次に掲げる送信設備 【一～五 略】	【略】	
(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送	【同上】	

送 信 設 備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
六 次に掲げる送信設備 【一～五 同上】	【同上】	
(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送	【同上】	

<p>信設備（第四十九条の六から第四十九の七の三まで、第四十九の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>十三 時分割・直交周波数 分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>十五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の</p>
		五〇
		五〇

<p>信設備（第四十九条の六から第四十九の七の三まで、第四十九の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>十三 時分割・直交周波数 分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局</p>	<p>十五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の</p>
		五〇
		五〇

<p>試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信パースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>五八</p>
<p>五八</p>	<p>五八</p>

<p>試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信パースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>五八</p>
<p>五八</p>	<p>五八</p>

<p>〔十七〕略</p> <p>〔十八〕略</p> <p>〔十九〕略</p>	<p>十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）がある送信設備</p>	<p>イクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六マイクロ秒の自然数倍のもの</p>
	<p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局であつて、空中線端子がない送信設備</p>	<p>一〇〇</p>	<p>五〇</p>
	<p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>一二四</p>	<p>五六</p>
	<p>第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>一〇〇</p>	<p>七九</p>
	<p>第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>二二四</p>	<p>七〇</p>
		<p>三三七</p>	

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 〔略〕

〔二〇〕略

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

<p>〔十六〕同上</p> <p>〔十七〕同上</p> <p>〔十八〕同上</p>			<p>イクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六マイクロ秒の自然数倍のもの</p>

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 〔同上〕

〔二〇〕同上

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 〔新設〕
 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）があり、かつ、複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナ（以下「アクティブフェーズドアレイアンテナ」という。）を使用しない受信装置 空中線端子があり、かつ、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上であつて使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満	任意の一〇〇kHz幅で次に掲げる式による値以下の値 $-57 + 10 \log_{10} N \text{ dBm}$ （Nは一つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この表において同じ。） 任意の一MHz幅で次に掲げる式による値以下の値 $-47 + 10 \log_{10} N \text{ dBm}$

局並びに三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

	空中線端子のない受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上であつて使用する周波数の上端の周波数の五倍未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四・五デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）三三・八デシベル以下の値
陸上移動局		ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 ウ 一一・七五GHz以上であつて使用する周波数の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）四・五デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）四四・三デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
陸上移動局	陸上移動局	無線局の種類別 周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	陸上移動局	無線局の種類別 周波数帯	副次的に発する電波の限度

注 基地局においては、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は三、五六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除外し、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は四、三六〇MHz以上四、九四〇MHz以下を除外する。

十一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

〔新設〕

注 基地局においては、二・五GHz以上三・一GHz以下を除外する。

〔9〕31 略

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕(ロ) 略

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕(ロ) 略

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔ト 略〕

〔二 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備(第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波

〔9〕31 同上

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)
第四十九条の六の九 〔同上〕

〔表同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) 〔同上〕

〔イ〕(ロ) 同上

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕(ロ) 同上

〔新設〕

〔ト 同上〕

〔二 同上〕

2 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

〔二〕略

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〕六 略

〔3〕6 略

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあっては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあっては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあっては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕ロ 略

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕ロ 略

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔二〕同上

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〕六 同上

〔3〕6 同上

第四十九条の六の十 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあっては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあっては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

(1) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

〔新設〕

〔ト〕 同上

〔下略〕

〔一略〕

〔2略〕

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔一略〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六略〕

〔4〇6略〕

〔第四十九条の六の十一略〕

第四節の四の七

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続

方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合

〔二同上〕

〔2同上〕

〔同上〕

3 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二同上〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 同上〕

〔4〇6 同上〕

〔第四十九条の六の十一略〕

〔新設〕

するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役割の提供に係る区域であつて、当該役割を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値であること。

- (1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値の総和
(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和
送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

- (2) 陸上移動局の無線設備 二分の π シフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送

信を行う場合であつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (ミリワット) を〇デシベルとする。)
一〇	九・三七五	(一) 四八・二
一五	一四・二三五	(一) 四八・二
二〇	一九・〇九五	(一) 四八・二
四〇	三八・八九五	(一) 四八・二
五〇	四八・六一五	(一) 四八・二
六〇	五八・三五	(一) 四八・二
八〇	七八・一五	(一) 四八・二
九〇	八八・二三	(一) 四八・二
一〇〇	九八・三一	(一) 四八・二

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャンネルから他の基地局の通話チャンネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役割に係る区域であつて、当該役割を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局)へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。(一)又は複数の陸上移動局(基地局)へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。(一)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局
陸上移動局

(2) (イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値であること。

(1) 基地局の無線設備 総合放射電力

(2) 陸上移動局の無線設備 総合放射電力

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二分の π シフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから

送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は、二〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする))
五〇	四七・五二	(一) 二八・五
一〇〇	九五・〇四	(一) 二八・五
二〇〇	一九〇・〇八	(一) 二八・五
四〇〇	三八〇・一六	(一) 二八・五

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一〇五 略」

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十 「同上」

「一〇五 同上」

六 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 無線チャネルは、単位無線チャネル（搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの）である無線チャネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。）を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。

ニ 同時に使用する単位無線チャネルの最大数は、三であること。

ホ 二以上の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するときの搬送波の周波数は、一の無線チャネルとして使用する単位無線チャネルの数に応じて、次のいずれかであること。

- (1) 奇数個の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するときは、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。
- (2) 偶数個の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するときは、二四・七八GHz以上二五・二二GHz以下の周波数であつて二四・七八GHz又は二四・七八GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

〔ヘ〜チ 略〕

リ 送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

- (1) へ(1)に規定する変調方式を使用するものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

〔② 略〕

〔ヌ・ル 略〕

カ 送信空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

六 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの

〔イ・ロ 同上〕

ハ 無線チャネルは、単位無線チャネル（搬送波の周波数が、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものである無線チャネルをいう。以下この号及び別表第二号第30において同じ。）を一又は二以上同時に使用して構成されるものであること。

ニ 同時に使用する単位無線チャネルの最大数は、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波を使用するときは三であり、二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波を使用するときは六であること。

ホ 〔同上〕

- (1) 奇数個の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するときは、二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。
- (2) 偶数個の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するときは、二四・七八GHz以上二五・二二GHz以下の周波数であつて二四・七八GHz若しくは二四・七八GHzに二〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇三GHz以上二七・四五GHz以下の周波数であつて二七・〇三GHz若しくは二七・〇三GHzに二〇MHzの整数倍を加えたものであること。

〔ヘ〜チ 同上〕

リ 〔同上〕

- (1) へ(1)に規定する変調方式を使用するものは、同時に使用する単位無線チャネルの数に応じて、次のいずれかであること。

- (一) 単位無線チャネルの数が三以下であるものは、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。
- (二) 単位無線チャネルの数が四以上であるものは、平均電力が一〇ミリワット以下であること。

〔② 同上〕

〔ヌ・ル 同上〕

カ 送信空中線の利得は、次のいずれかであること。
(1) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価平方輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット

ワ) の送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えなごう。

$$360 / A \text{ 度}$$

Aは、1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線に1 MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ) 搬送波の周波数から20MHz離れた周波数及び40MHz以上離れた単位無線チャネルの搬送波の周波数(2)以上の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するものにあつては、次の式により求められる値の周波数)の(±) 9 MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ25デシベル及び40デシベル以上低い値であること。ただし、次の表の周波数帯においては、1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、次の表の値であること。

$$20 + 10(n - 1) \text{ MHz 及び } 40 + 10(n - 1) \text{ MHz 以上}$$

nは、同時に使用する単位無線チャネルの数とする。

周波数帯	1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
二四・七〇五 GHz 以上 二四・七四 GHz 未満 及び 二五・二六 GHz を超え 二五・二九五 GHz 以下	一マイクロワット以下
二四・七四 GHz 以上 二四・七五 GHz 未満 及び 二五・二五 GHz を超え 二五・二六 GHz 以下	一六マイクロワット以下

【三略】
【七略】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波

ットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

(2) 二七・〇二 GHz 以上 二七・四六 GHz 以下の周波数の電波を使用するときの空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。ただし、1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得二・一四デシベルの空中線に1 MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット(同時に四以上の単位無線チャネルを使用するものにあつては、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの空中線に平均電力が一〇ミリワット)の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ワ) (1) の送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えなごう。

$$360 / A \text{ 度}$$

Aは、1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線に1 MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ) 【同上】

周波数帯	1 MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
二四・七〇五 GHz 以上 二四・七四 GHz 未満、二五・二六 GHz を超え 二五・二九五 GHz 以下、二六・九五 GHz 以上 二六・九九 GHz 未満 及び 二七・四九 GHz を超え 二七・五二五 GHz 以下	一マイクロワット以下
二四・七四 GHz 以上 二四・七五 GHz 未満、二五・二五 GHz を超え 二五・二六 GHz 以下、二六・九九 GHz 以上 二七 GHz 未満 及び 二七・四八 GHz を超え 二七・四九 GHz 以下	一六マイクロワット以下

【三 同上】
【七 同上】

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 【同上】

数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕ニ 略

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限るものとする。

(1) 基地局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔イ〕ニ 略

〔イ〕ニ 略

〔2〕 略

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては、当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該

一 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

〔イ〕ニ 同上

(ロ) 同上

〔イ〕ニ 同上

〔イ〕ニ 同上

(ロ) 同上

〔イ〕ニ 同上

〔2〕 同上

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

（基地局を含む。）の電波を受信することによって自動的に選択されること。

【二五略】
【48略】

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用す

【二五同上】
【48同上】

（送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

る。)とが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

[1～11 盗]

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

[表略]

[注1～30 略]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

[ア～ク 略]

ク シンダラルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第1項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(f は、送信周波数(単位Hz)とする)。

(ア) 基地局

A 空中線端子(測定に用いることができる端子をいう。以下この別表において同じ。)があり、かつ、アクテイングエーストアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が38デシベル(1 mWを0デシベルとする。)を超えるもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル(1 mWを0デシベルとする。)を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^6 + 12)$ Hz

B 空中線端子があり、かつ、アクテイングエーストアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が38デシベル(1 mWを0デシベルとする。)以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル(1 mWを0デシベルとする。)以下のもの $(0.1 \times f \times 10^6 + 12)$ Hz

C 空中線端子があり、かつ、アクテイングエーストアレイアンテナを使用するものであつて空中線電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル(1 mWを0デシベルとする。N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^6 + 12)$ Hz

D 空中線端子があり、かつ、アクテイングエーストアレイアンテナを使用するものであつて空中線電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル(1 mWを0デシベルとする。N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)以下のもの $(0.1 \times f \times 10^6 + 12)$ Hz

(イ) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^6 + 15)$ Hz

三 シンダラルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の6の12第2項に規定する無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(f は、送信周波数(単位Hz)とする

[1～11 盗]

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

[表同左]

[注1～30 同左]

31 [同左]

(1) [同左]

[ア～ク 同左]

[新設]

[新設]

ロ)。

ラ) 基地局 $(0.1 \times f \times 10^6 + 12)$ Hz

リ) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^6 + 300)$ Hz

【(2)～(22) 略】

【32～57 略】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第11 略】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

【1～5 略】

6. シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備

ア	チャネル間隔が10MHzのもの	10MHz
イ	チャネル間隔が15MHzのもの	15MHz
ロ	チャネル間隔が20MHzのもの	20MHz
ハ	チャネル間隔が30MHzのもの	30MHz
ニ	チャネル間隔が40MHzのもの	40MHz
ヒ	チャネル間隔が50MHzのもの	50MHz
フ	チャネル間隔が60MHzのもの	60MHz
ク	チャネル間隔が70MHzのもの	70MHz
ケ	チャネル間隔が80MHzのもの	80MHz
コ	チャネル間隔が90MHzのもの	90MHz
サ	チャネル間隔が100MHzのもの	100MHz

【(2)～(22) 同左】

【32～57 同左】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第11 同左】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

【1～5 同左】

【新設】

(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備

- ア チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- イ チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz
- ウ チャネル間隔が20MHzのもの 20MHz
- エ チャネル間隔が40MHzのもの 40MHz
- オ チャネル間隔が50MHzのもの 50MHz
- カ チャネル間隔が60MHzのもの 60MHz
- キ チャネル間隔が80MHzのもの 80MHz
- ク チャネル間隔が90MHzのもの 90MHz
- ケ チャネル間隔が100MHzのもの 100MHz
- コ キヤリアフrequencies技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値
- ク キヤリアフrequencies技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからケまでに定める値
- ク (3) 第49条の6の12第2項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備
- ア チャネル間隔が50MHzのもの 50MHz
- イ チャネル間隔が100MHzのもの 100MHz
- ウ チャネル間隔が200MHzのもの 200MHz
- エ チャネル間隔が400MHzのもの 400MHz
- オ 陸上移動局の無線設備であつて、キヤリアフrequencies技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

カ 陸上移動局の無線設備であつて、キヤリアフrequencies技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

【第13～第29 略】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz高出力データ通信システムの無線局無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1～3 略】

- 4 24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの $18+20(n-1)$ MHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位無線チャネルの数とする。

【5 略】

【第31～第74 略】

【第13～第29 同左】

第30 【同左】

【1～3 同左】

- 4 24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するもの $18+20(n-1)$ MHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位無線チャネルの数とする。

【5 同左】

【第31～第74 同左】

別表第三号 (第7条関係)

[1～16 略]

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリングス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[18～29 略]

30 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz又は24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

[31～63 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第三号 (第7条関係)

[1～16 同左]

17 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[18～29 同左]

30 小電力データ通信システムの無線局の送信設備のうち、24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数の電波であつて24.77GHz若しくは24.77GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数の電波であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたものを使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
24.705GHz未満及び25.295GHzを超え26.955GHz未満及び27.525GHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1μW以下

[31～63 同左]

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

ディエンファミン ス特性	低周波発振器 直線検波器						
総合音及び雑音	標準信号発生器 密接雑音計						

[注1～3] 略]

[ヤ・ハ] 略]

[11・11] 略]

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の
工事設計書

[様式略]

[注1・2] 略]

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54 149.01、149.03、153.33、165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

(1) 略]

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。

(3) 略]

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアフグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の30若しくは第11号の32に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからオまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

[ア～ク] 略]

ア 3.6GHzを超え4.1GHz以下の周波数帯

イ 4.5GHzを超え4.9GHz以下の周波数帯

ウ 27GHzを超え29.5GHz以下の周波数帯

(5)・(6) 略]

[4～12] 略]

[第二～第六] 略]

ディエンファミン ス特性	低周波発振器 直線検波器						
総合音及び雑音	標準信号発生器 密接雑音計						

[注1～3] 同左]

[ヤ・ハ] 同左]

[11・11] 同左]

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 [同左]

[様式同左]

[注1・2] 同左]

3 [同左]

(1) 同左]

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。

(3) 同左]

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアフグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

[ア～ク] 同左]

[新設]

(5)・(6) 同左]

[4～12] 同左]

[第二～第六] 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明
機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定
めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
〔略〕	〔略〕
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	QU
第2条第1項第11号の29に掲げる無線設備	DR
第2条第1項第11号の30に掲げる無線設備	ER
第2条第1項第11号の31に掲げる無線設備	FR
第2条第1項第11号の32に掲げる無線設備	GR
〔略〕	〔略〕

〔5 略〕

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 〔同左〕

特定無線設備の種類	記号
〔同左〕	〔同左〕
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	QU
〔同左〕	〔同左〕

〔5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の二十、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。